

静岡県立大学教職課程委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日規程第 43 号

改正 令和 4 年 12 月 9 日

(設置)

第 1 条 静岡県立大学（以下「本学」という。）における教職課程の適切な維持及び教職課程を履修する学生に対する適切な指導を推進するため、静岡県立大学学則第 22 条第 1 項の規定に基づき、本学に、静岡県立大学教職課程委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教職課程の制度に関すること。
- (2) 教職課程の企画及び運営に関すること。
- (3) 教育実習の企画及び運営に関すること。
- (4) 教育実習の指導計画及び単位認定方法に関すること。
- (5) 教職課程及び教育実習の自己点検・評価に関すること。
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、教職課程及び教育実習についての学長からの諮問に関すること。
- (7) その他教職課程及び教育実習に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 各教科教育法担当教員若干名
- (3) 教職に関する専門科目担当教員若干名
- (4) 学生室長

(委員の任期)

第 4 条 前条第 2 号及び第 3 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の 3 分の 1 以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委

員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 教育実習に係る専門的事項、教職課程及び教育実習の自己点検・評価に関する事項を処理するため必要があるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(教育研究審議会への報告)

第8条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学生部学生室において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月9日から施行する。